

新たなる侵略と反革命へ向むく原水禁運動へのアシヨ攻撃糾弾

反核反帝三連を三一抜く主体的力を強化せよ

侵略と反革命を主張する被爆者を強化 原水禁運動を三一抜く主体的力を強化 基本意見書徹底批判

去る12月11日、厚相の諮問機関である「原爆被爆者対策基本問題懇談会」(座長=栗誠司・元東大総長)から、「被爆者対策の基本理念と基本的あり方について」の意見書が提出された。これは、被爆者が要求する国家補償とは程遠いものであるばかりか、侵略戦争を賛美するアシヨ的な「意見書」である。我々は、被爆朝鮮人支援斗争と最先頭でまいり、78年3月30日の孫振斗裁判最高裁判決で「外国人被爆者にも國家補償の責任がある」なる画期的地平をひちとつてきた者として、この意見は「孫振斗裁判斗争の地平をつきづきととする反動的なものである」と、すぐに徹底弾劾した。今後さらに詳しく分析・批判を試み、我々の要求を対置していく。

「戦争という国の存亡をかけての非常事態のもとにおいては、国民は何らかの犠牲を余儀なくされたとしてもそれは「一般的の犠牲として、すべての国民がひとしく受忍しなければならない」。

帝国主義間争奪戦を「國の存亡をかけて争う」といふるめたやうである！

そもそもアジアを侵略する戦争であり、た第2次大戦に対する何の反省もなく、「一億総被害者」論に立て、アシスム国民統合を肯定している。全く許しがたい言辞である。現在もまた、日帝国家权力は、国内乖離を進め、着々と侵略にむけた国内総動員体制を作らんとしている。この時に、このような発言がなされたことは、国民統合一再侵略戦へ向むく布石であると言える。

広い意味における国家補償の見地に立って……結果責任として、戦争被害に相応する「相当の補償」を認めるべきだ。

国家の戦争責任を免罪し、国家補償を社会保険に切り替へ

るものである！

口では「国家補償」と言いつながら、「戦争開始の責任を追及することはできない」とし、たゞ被爆者は「特別の犠牲」を受けたので、国家が救済してやる、という、まさに社会福祉的な発想である！

被爆者対策を地方自治体にまかすとざえしておけ！「特別の犠牲」ではあるけれど、他の戦争被害者と不均衡が生じないよう、ほどほどの措置にしておくよう、とまで言っている。

まさにこれは被爆者と他の戦争被害者と区分断してしまうとする政策にはねばならない。日帝国家权力が始めた戦争による人民の被害は、ことごとく権力の責任で補償せねばならないのに、自らのサボタージュを隠して「被爆者はかりに補償できない」とは、何んでもない言いのふれである。

ウラハ

原水禁運動を三一抜く主体的力を強化

「これまでの被爆者対策の跡をたどると……一律平等主義によってきている。被爆者対策に関して、被爆地域拡大の要求があるか、地域指定は科学的な根拠のある場合に限定して行なうべきである。被爆者を差別一切とする現行認定制度を強化するものである！」

基本想メンバーの御園生は（自らは二次被爆者）認定制度を作り出した人物である。認定制度は「被爆者である」と国家が認めなければ、一切の賠償を受けられない制度であり、厚生省が認定する原爆後遺症以外の病気になかったものは、原爆と関係なしとして切り捨てられてきている。そして認定してもううためにには日本人の証人が二人必要であって、朝鮮人にとつては桎梏となっている。また、認定による手当で支給は発病しなければもらえないのである。病気とまでは言わなくとも、被爆者は常に頭痛やめまいなどの自覚症状に苦しまれられているというのに！

このような認定制を徹底するどころか、被爆地域を限定することにより、被爆者をさらに切り縮めようとしている。もちろんのこと、二世・三世についてもひとことの言及もない。

被爆者の身体状況は、被爆線量によって單純に割れるようなものではない。つまり、被爆者を恣意的に限定する「科学的根拠」など、存在しないのだ。したるに、現行二法（医療法と特別措置法）のはなはだ不充分な措置ですらもか「やりすぎだ」としている。

こんな意見書を書くために、なんで1年半もかかったの！

基本想による今後の施策

①近距離被爆者に対する手当

②放射線障害の研究

③被爆者相談事業の充実

は、被爆者を近距離の直接被爆者だけに限定し、二世三世や、胎内被爆者、二次被爆者を切り捨てるものであり、放射線障害の研究も、被爆者をモレモットにしむとするもの（ほしょうのない研究）である。

被爆朝鮮人をはじめとする外国人被爆者についても一言の言及もない。このような徹頭徹尾ムチャクチャ

な意見書を、「相談事業の充実」程度のものでお茶にこそうとするのは全く許しかねない。

そしてつけても、日本被団協や、原水禁運動体内に基本想に対する幻想があったことは批判しなければならない。

我々、原水禁研は、基本想が持つものを持ち出されて以来、貫してこれまで3月30日孫孫三判決に対する日本国家権力のまき返し攻撃である、と鋭い指摘を行なってきた。

さすがに、被団協や原水禁運動体もこの意見書には抗議の声を集中している。いまや遅くに失ったふうである。今後は、大衆運動の力を、直の国家補償をひちとり三日にさらにあし進めねばならない。

被爆朝鮮人をはじめとするすべての被爆者に国家補償を！

我々原水爆禁止問題研が主張している援護法の大要は以下のものである。

①死没者・遺族への補償

②障害年金、二世・三世補償

③認定制度の徹底

④所得制限の徹底

⑤被爆朝鮮人・外国人被爆者への補償

といわけ、被爆朝鮮人に対する補償は、日本が朝鮮半島に侵略し、多くの朝鮮人に在日と被爆を強要したことへの責任を追及するものであり、今まで韓国に新植民地主義支配を行なう日本の侵略を粉碎する斗争として、最重要環と位置付けねばならない。

戦後35年叫び続けてきた被爆者の声を、このような基本想意見書なるものをもってして收拾しようとする日本国家権力の横暴を粉碎し、さらなる侵略反革命を阻止するのか、我々日本人民の任務である。

反帝反核の斗争まさに現在の課題である。日本の独自核燃料サイクル確立→核武装化を阻止し、アジア・太平洋への侵略を阻止するために、我々は、二重・三重の抑止をうつ続けていたる被爆朝鮮人と連帯しなければならない。

すべての被爆（暖）者の解放をめざし、自らの解放をかけて、共に反帝斗争を挑みきろうではないか！

共に歩けん！